

# 遺伝子組換え作物の栽培に係る対応方針

## 1 策定趣旨

我が国の最先端研究拠点であるつくば市には、大学や多くの研究機関があり、今後、人類に有用であると思われる遺伝子組換え作物の研究開発や実験栽培が行われている。

一方で、遺伝子組換え作物については、安全性に不安を抱く消費者もおり、また、生産者及び農業団体においては、一般農作物との交雑や混入が起こることや、風評による混乱も懸念している。

このようなことを踏まえ、国や茨城県の関係部署と連携をとりながら、遺伝子組換え作物の栽培による一般農作物との交雑や混入、風評による混乱を未然に防止し、つくば市農産物に対する消費者の信頼を維持することを目的にこの方針を策定する。

## 2 方針の適用範囲

この方針は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)の規定により第1種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え作物の栽培であって、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 農林水産省所管の研究機関(以下「農水省所管研究機関」という。)が研究所内の開放系ほ場(以下「研究ほ場」という。)で行う栽培
- (2) 農水省所管研究機関以外の研究機関が研究ほ場で行う栽培
- (3) 一般ほ場で行う栽培

## 3 指導方針

- (1) 農水省所管研究機関が研究ほ場で行う栽培

農林水産省が定めた「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(以下「実験指針」という。)を遵守して行うこと。

一般農作物との交雑や混入の防止措置を徹底して行うこと。

実験栽培開始の3箇月前までに計画の概要について、1箇月前までに詳細な計画に

ついて、この方針の5に掲げる事項を明記した栽培計画書を市に提出すること。

(2) 農水省所管研究機関以外の研究機関が研究ほ場で行う栽培

実験指針に準じた対応をとること。

一般農作物との交雑や混入の防止措置を徹底して行うこと。

実験栽培開始の3箇月前までに計画の概要について、1箇月前までに詳細な計画について、この方針の5に掲げる事項を明記した栽培計画書を市に提出すること。

(3) 一般ほ場で行う栽培

実験指針に準じた対応をとること。

遺伝子組換え作物の栽培により生じた又は予想される諸問題に対し、即時対応措置をとること。

一般農作物との交雑や混入防止の措置を徹底して行うこと。

実験栽培開始の3箇月前までに計画の概要について、1箇月前までに詳細な計画について、この方針の5に掲げる事項を明記した栽培計画書を市に提出すること。

あらかじめ、農業団体及び近隣の耕作者や住民の十分な理解を得ること。

ほ場に栽培概要を記した看板を設置すること。

## 4 積極的な情報提供

(1) 栽培者の対応

事前に栽培計画の情報提供を行うこと。

途中経過及び栽培終了後の情報提供を行うこと。

交雑や混入の防止措置状況について、必要に応じ、ほ場での説明を行うなどの情報公開に努めること。

その他市民が必要とする情報について、積極的に情報提供を行うこと。

(2) 市の対応

遺伝子組換え作物の栽培に係る情報を市民と共有化するために、次の対応を行う。

ホームページ等により、市内の遺伝子組換え作物の栽培状況について情報提供する。

学識経験者、農業関係者、市民からなる遺伝子組換え作物栽培連絡会を組織し、必

要に応じて関係機関の協力を得ながら情報交換会を開催する。

その他市民が必要とする情報について，積極的に情報を収集し，公表に努める。

## 5 栽培計画書に記載する事項

- ( 1 ) 栽培者並びにその代表者及び責任者の氏名及び住所等
- ( 2 ) ほ場の所在地
- ( 3 ) 栽培の目的
- ( 4 ) 栽培しようとする作物の名称と種類（特性を含む）及び入手先
- ( 5 ) 収穫後の利用計画
- ( 6 ) 栽培期間
- ( 7 ) 栽培管理の方法
- ( 8 ) 交雑及び混入の防止措置
- ( 9 ) 交雑の有無の確認方法
- ( 10 ) 交雑及び混入等による不測の事態発生時の対処方法
- ( 11 ) 防犯措置
- ( 12 ) その他市が必要と認めた事項
- ( 13 ) 終了時には，栽培計画書に添った報告書の提出

## 6 方針の見直し

この方針は，遺伝子組換え産物に関する社会情勢やこの方針の運用状況を踏まえ，概ね2年毎に見直しを行うこととする。

### 附則

この方針は，平成18年9月1日から施行する。